

くじ（電子くじ）により落札者を決定する手続の変更について

落札となるべき同価の入札をした方が2人以上ある場合に、これまで、全ての同価の入札者について入札参加資格を確認した後にくじにより落札者を決定していましたが、くじの対象となった方が多数となる場合が多くなっており、多数のくじ対象となった方から入札参加資格確認資料を提出していただいていた。

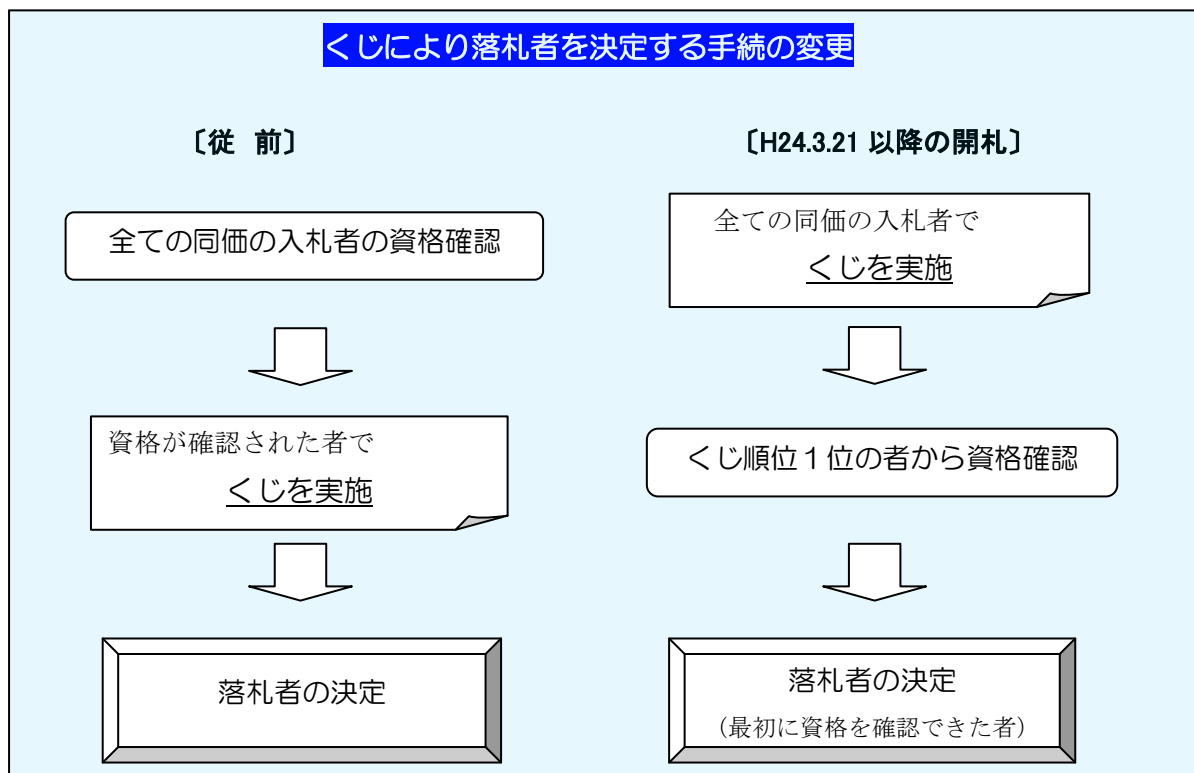
そのため、電子入札運用基準及び電子入札システムを改訂し、くじにより落札者を決定する手続きを次のとおり変更します。

【くじにより落札者を決定する手続: **変更後**】

開札の結果、落札となるべき同価の入札をした方が2人以上ある場合には、引き続き、くじを実施して、決定した順で入札参加資格を確認し、最初に確認できた方を落札者とします。

[実施時期]

平成 24 年 3 月 21 日以降に開札する案件から変更します。



※「電子くじのしくみ」については、[こちら](#)をご覧ください。